

市営住宅への一部指定管理者制度導入について 意見を募集します

市営住宅の管理について、民間活力による経済性・サービス向上の観点から、駐車場の管理及びエレベータ等の各種設備の維持・保守管理業務について、指定管理者制度の導入を予定している件について、広く市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和7年10月15日(水)から令和7年11月17日(月)まで^{*}

※郵送は当日消印有効。持参は17時15分、FAXは23時59分受信分まで。

2 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ、各区役所・支所、かわさき情報プラザ、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/500/0000180985.html>

3 意見の提出方法

次の①～③のいずれかの方法でご提出ください。

意見書の書式は自由ですが、必ず「表題」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

①インターネット入力フォーム

スマートフォンで回答される方は、下記二次元バーコードからアクセスできます。

パソコンで回答される方は、下記よりアクセスしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/500/0000180985.html>

※川崎市ホームページの「意見募集（パブリックコメント）」に アクセスし、ホームページ上の案内に従ってご利用ください。



②郵送又は持参

郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

持参 川崎市役所本庁舎18階の市営住宅管理課

※土日祝日を除く8時30分～12時00分、13時00分～17時15分

③FAX

FAX: 044-200-3970 (川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課)

4 問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

電話: 044-200-2950

FAX: 044-200-3970

5 注意事項

- 御意見に対する個別回答はいたしません。類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果を後日、市ホームページで公表いたします。
- 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に取り扱います。
- 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんのでご遠慮ください。